社会福祉法人高崎市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人高崎市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第２５条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第２条　この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

（１）会長については、非常勤役員の報酬を支給する。

（２）常務理事については、常勤役員の報酬及び賞与を支給する。

（３）非常勤役員（会長を除く。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表１の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表１の費用弁償額を超える場合には、本会の役職員等の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表１の費用弁償は行わない。

（報酬等の算定方法）

第４条　報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表２及び別表３に定める額とする。

（２）賞与については、協議会の事務嘱託に関する取扱要綱に基づく額とする。

（３）通勤手当については、本会の事務局職員の給与に関する規程第１０条の規定に準ずる額とする。

２　常勤役員等が職務のため出張したときは、本会の役職員等の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）報酬については、毎月２１日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会の事務局職員の給与に関する規程第３条の２に準じた日とする。

（２）賞与については、毎年６月及び１２月とする。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（公表）

第６条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成３０年３月２８日から施行し、平成２９年６月１６日から適用する。

２　社会福祉法人高崎市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程（平成２９年３月２４日制定、同年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月２３日から施行する。なお、同日をもって退任した役員への報酬は従前の金額を支給するものとする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　非常勤役員の費用弁償額

支払の種類	金　　額
日額	２，０００円

別表２　非常勤役員の報酬

役 職 名	支払の種類	金　　額
会長	月額	１００，０００円

別表３　常勤役員の報酬

役 職 名	支払の種類	金　　額
常務理事	月額	２６０，０００円